

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

令和3年1月25日
亀山市都市整備課

1. 背景と目的

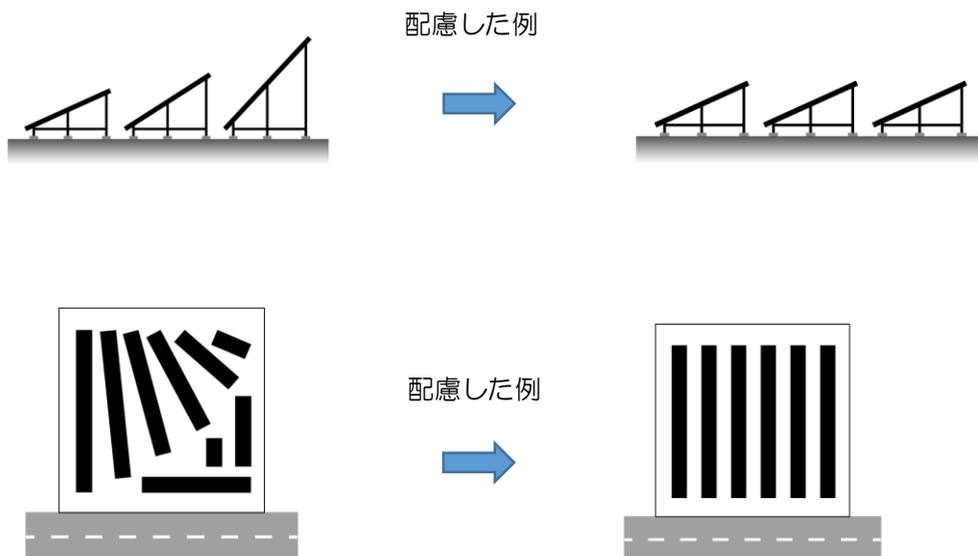
太陽光発電施設は、その面的な広がりから、相当距離が離れた場所からも視認され、場合によっては、広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受けます。また、反射により周囲の景観から浮き立つなど、目立つことも懸念されます。このことから、太陽光発電施設の設置にあたっては、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じていただく必要があります。

このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に関し、亀山市景観計画に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的な事項を取りまとめたもので、設置者(事業者)が、このガイドラインに沿って設置計画を進めることで、地域の良好な景観の形成に寄与するために定めたものです。

2. 良好な景観形成のための配慮事項

(1) 配置・緑化等

① 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。



②自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。



生育後

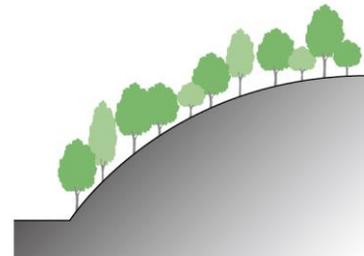


③主要な視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。

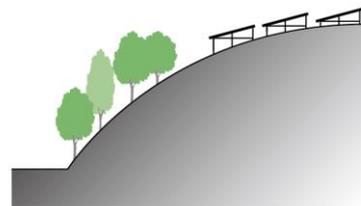
④尾根線上への設置は避けるとともに、丘陵地や高台に設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること(土地の形状に違和感を与えないこと)。



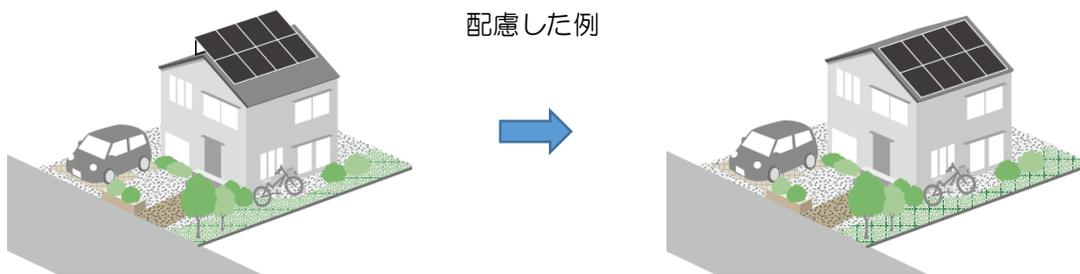
設置を避けた例



配慮した例



⑤勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置し、当該建築物との一体性に配慮すること。



⑥陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図ること。



(2) 色彩、素材

①太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観との調和に配慮した、低明度かつ低彩度が目立たないものとし、原則として、黒、ダークグレー、濃紺又はダークブラウンの中から選択すること。

②太陽電池モジュールは、低反射(反射光を抑える処置がなされたもの)で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。

③建築物の屋根や外壁に設置する場合は、建築物の屋根や外壁の色彩を太陽電池モジュールと調和するものとする。

④フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とすること。

⑤パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩(建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩)とすること。

3. 維持管理及び撤去・処分

太陽光発電施設(附属設備を含む)及び敷地内については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化(草木等の除草の管理が不十分や施設老朽化及び災害時等の修繕が不十分など)を防ぐよう努めること。

また、太陽光発電施設(附属設備を含む)の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後は可能な限り速やかに行うよう努めること。

4. 提出書類

「亀山市景観計画に基づく行為届出の手引き」に記載する書類に加え、次の資料を提出してください。

(1) 太陽電池モジュールの総面積(計算式を含む)が分かる資料

※図面等に記載していただいても結構です。

($\text{〇〇m}^2/\text{枚} \times \text{〇〇枚} = \text{〇〇〇〇m}^2$ など)

(2) カタログ等(太陽電池モジュールの外観、寸法等の仕様が分かるもの)

(3) フレームや架台、附属設備の色彩(マンセル値)が分かる資料

※図面等に記載していただいても結構です。

(4) フォトモンタージュ

※主要な視点場や、景観への影響が想定できる地点(任意)から行為地方向を広角で撮影した写真を使用すること。

※景観への影響を検証する必要があると考えられる地点からの撮影がなされていない場合等は、追加で作成をお願いする場合があります。

(5) 設置に伴う景観への影響の程度に係る予測結果とその根拠をまとめた資料

(別紙「予測結果調書」に記載すること。)

※「景観への影響の種類」欄の各項目について、行為地周辺の景観特性を踏まえ、フォトモンタージュにより検証するなど、景観への影響の程度に係る予測を行い、適切な予測結果を選択(チェック)するとともに、判断の根拠についても記載すること。

※予測の結果、「景観に影響がある」と判断した場合は、景観への影響をできる限り回避・低減することを目的として検討した対策等の内容について記載すること。

ガイドラインを活用し、事業者の方は、できるだけ早い時期の事前協議に努めてください。また、景観上影響が及ぶ可能性がある周辺住民等への周知、理解に努めるようご協力ください。